

# 令和4年度 新潟市空き家活用推進事業



市が進める施策における空き家の有効活用等を促進することを目的として、空き家の利活用を行う者に対し、その費用の一部を補助するものです

## 移住定住活用タイプ

令和4年（2022）4月25日（月）から先着順で申請受付

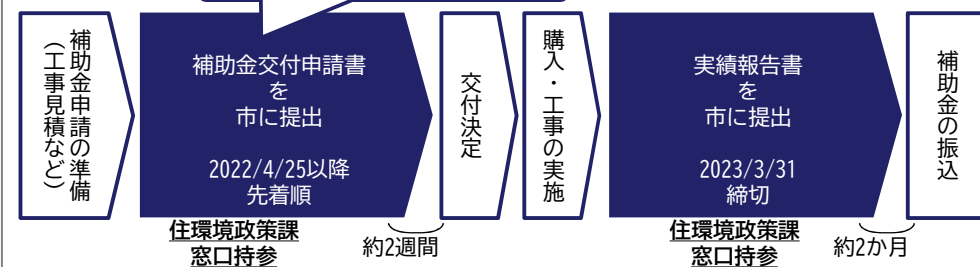
### 目的

新潟県外からの移住定住に併せて自ら居住するために行う空き家の購入やリフォームを支援することで、空き家の有効活用と移住定住の促進を図る

補助率	1 / 3	補助上限額	購入	50万円	最大 100万円 (購入+リフォーム)
			リフォーム	50万円	

### <申請の流れ>

工事着手前に手続きが必要です！



## 実績報告に必要な書類

- 実績報告書（要領別記様式第2号）
- 申請者等の住民票の写し又は当該世帯の住民基本台帳の情報を市が閲覧することについての同意書
- 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報（補助事業者へ所有権移転登記完了後のもの）
- 交付決定を受けた補助事業の内容を変更した場合（軽微な変更の場合に限る。）は、当該変更の内容が確認できる書類
- 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条第4項に規定する確認済証の写し（対象工事の実施にあたり、同条第1項に規定する確認の手続き（建築基準法第87条において準用する場合を含む）が必要な場合に限る。）
- その他市長が必要と認めるもの

### <購入費が補助対象の場合>

- 当該空き家の購入に係る売買契約書の写し
- 当該空き家の購入に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し又は通帳の写しのいずれか）

### <リフォーム費が補助対象の場合>

- 当該空き家の対象リフォームに係る工事請負契約書の写し
- 当該空き家のリフォーム工事に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し又は通帳の写しのいずれか）
- 対象リフォーム工事が行われた状況が確認できる写真

### <転居費が補助対象の場合>

- 転居に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し又は通帳の写しのいずれか）

※ 住民票又は住民基本台帳の情報における住定日が、申請者等が実際に空き家に転居した日と異なる場合、空き家への転居を証する書類（電気、ガス、水道などの使用開始日を示す書類、又は引越しの領収書のいずれか）を提出すること

## 新潟市建築部住環境政策課 住環境整備室

住所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 古町ルフル6F

電話：025-226-2815（直通） FAX：025-229-5190 Email：jukankyo@city.niigata.lg.jp

### 補助事業の要件

- ・申請者が自ら居住するために、空き家の購入による取得又は対象リフォーム工事のいずれかを行うこと、若しくは空き家の購入による取得及び対象リフォーム工事を行うこと
- ・申請者等が、要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに対象となる市内の空き家に転居すること

### 対象リフォーム工事の要件

- ・市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること
- ・10万円（消費税及び地方消費税相当額を除く）以上の対象リフォーム工事を実施すること
- ※法人の場合は、対象リフォーム工事は自社によるものでないこと

### 購入の要件

- ・補助事業により取得する空き家は10万円（消費税及び地方消費税相当額を除く）以上で購入すること（購入費を補助対象とする場合に限る。）
- ※空き家の購入を共同名義で行う場合、申請者以外の共同名義人は、要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに申請者と同居する者であること
- ※空き家の取得日は、空き家の購入費用の支払い完了日、又は所有権移転登記の完了日のうちいずれか早い日とする

## 申請者の要件

- ・移住定住世帯※に属する個人であること
  - ・過去に補助金の交付を受けていない者であること
  - ・令和3年4月1日以降に「新潟市健幸すまいリフォーム助成事業」の補助金交付を受けていない又は受ける予定のない者であること
  - ・過去に「新潟市U I」支援にいがたすまいリフォーム助成事業」の補助金交付を受けていない者であること
- ※ 移住定住世帯・・・補助金の交付申請を行う会計年度の3年度前の3月31日時点において新潟県外に居住していた世帯
- ※ 申請者等・・・・申請者、申請者と同居する者、又は実績報告書の提出までに申請者と同居する予定の者

## 補助対象経費

空き家の購入、空き家の対象リフォーム工事又は転居に係る経費

- ※ 居住の用に供する部分とそれ以外の部分を明確に区分せずに空き家を購入する場合（併用住宅に限る）、補助対象経費の算定方法は居住の用に供する部分の床面積按分とする。
- ※ 転居費を補助対象経費に含む場合、空き家への転居に係る荷造り、積み込み、運搬、荷卸しなどを引越し業者又は運送業者へ発注して行うこと

<購入費の対象外経費>

- ・消費税及び地方消費税相当額とする。
- ・契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料
- ・その他補助の対象として市長が不適当と認めるもの

<リフォーム工事の対象外経費>

- ・土地の購入に係るもの
- ・家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く）、電化製品（エアコンを含む）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの
- ・電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）
- ・店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分に係るもの
- ・外構、植栽（植樹、剪定など）及び居住の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に係るもの
- ・下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの
- ・太陽光発電システム及びペレットストーブの設置に係るもの
- ・ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び申請手数料など工事請負以外に係るもの
- ・市の他の助成事業の補助金交付を受けている又は受ける予定のもの
- ・その他補助の対象として市長が不適当と認めるもの

## 空き家※の要件

※申請前3か月以上の間そのすべてが常態として居住・使用されていない  
※建設から1年以上経過し、居住・使用されたことがある

- ・長屋又は共同住宅でないこと
  - ・不動産の登記がなされていること
  - ・申請者等以外の居住又は使用に供されたことがあること
  - ・申請者の居住後において、店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分がある場合、床面積の過半が居住の用に供されているもの（以下「併用住宅」という。）
  - ・令和3年4月1日以降に「新潟市健幸すまいリフォーム助成事業」の補助金交付を受けていない又は受ける予定のないもの
  - ・過去に「新潟市U I」支援にいがたすまいリフォーム助成事業」の補助金交付を受けていないもの
- <購入する場合>
- ・申請者等が所有しているものでないこと
- <リフォームする場合>
- ・申請者等が県外に転居する以前に取得及び居住していたものでないこと

## 補助金交付申請に必要な書類

- 補助金交付申請書（要領別記様式第1号）
- 当該空き家の全景写真（申請日前2週間以内に撮影されたもの）
- 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報
- 補助事業実施後の居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面（併用住宅に限る。）
- 一部増築、一部改築又は一部減築の工事に係る部分の床面積及び既存部分の床面積が確認できる図面（当該工事を補助対象とする場合に限る。）
- 申請者及び世帯全員分の戸籍の附票の写し
- その他市長が必要と認めるもの

<購入費が補助対象の場合>

- 当該空き家の購入に係る見積書（売買契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の2）

<リフォーム費が補助対象の場合>

- 対象リフォーム工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の3）
- 当該空き家の対象リフォーム工事を行う場所の現況を示す写真（申請日前2週間以内に撮影されたものに限る。）

<転居費が補助対象の場合>

- 転居に係る費用が確認できる見積書の写し